

○経済産業省告示第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）を実施するため、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 武藤 容治

外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第5	外国人起業活動管理支援計画の認定	第5	外国人起業活動管理支援計画の認定
1	5	1	5
	(略)		(略)
6	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者	6	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者

が4又は5の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書(5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書(更新用))を交付することとされていること。

(1) 4の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。

①～② (略)

が4又は5の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書(5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書(更新用))を交付することとされていること。

(1) 4の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。

①～② (略)

③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後一年以内に次のいずれにも該当する見込みがあるものであること。

イ その経営又は管理に従事する者以外に本

邦に居住する常勤の職員（出入国管理及

び難民認定法別表第一の上欄の在留資格を

もつて在留する者を除く。）が従事して営

まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が三千万円以

上であること。

③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後一年以内に次のいずれかに該当する見込みがあるものであること。

イ その経営又は管理に従事する者以外に本

邦に居住する二人以上の常勤の職員（出

入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の

在留資格をもつて在留する者を除く。）が

従事して営まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以

上であること。

(削る)

④ (略)

⑤ 申請する者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること

(削る)

(削る)

ハイ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

④ (略)

⑤ 申請する者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること

イ 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと

ロ 本邦の専修学校の専門課程を修了した者と(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成六年文部省告示第八十四号)。

(削る)

イ 事業の経営又は管理について一年以上の
経験を有していること

ロ 経営管理に関する分野又は申請に係る事
業の業務に必要な技術又は知識に係る分野

以下「規程」という。) 第二条の規定によ
り専門士と称することができる者又は規程
第三条の規定により高度専門士と称するこ
とができる者に限る。)

ハ 起業を目指す事業の対象分野に関連する
業務について三年以上の実務経験を有する
こと

ニ 外国において当該分野に関連する事業の
経営又は管理に一年以上従事していること
(新設)

において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること

（削る）

ホ 上陸後又は在留資格の変更後六月以内に、当該起業準備活動に係る事業の規模が（１）③のイ、ロ、ハのいずれかに該当する見込みがあるものであること及び当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を本邦に有することとなる見込みがあること。

⑥ (略)

(2) 5の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。

①・② (略)

③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、在

留期間の更新後六月以内に次のいずれにも該当すると見込まれるものであること。

イその経営又は管理に従事する者以外に本

邦に居住する常勤の職員(出入国管理及び

難民認定法別表第一の上欄の在留資格を

もって在留する者を除く。)が従事して営

⑥ (略)

(2) 5の確認の申請時においては次のいずれにも該当するものであること。

①・② (略)

③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、在

留期間の更新後六月以内に次のいずれかに該当すると見込まれるものであること。

イその経営又は管理に従事する者以外に本

邦に居住する二人以上の常勤の職員(出入

国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在

留資格をもって在留する者を除く。)が従

まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が三千万円以上であること。

(削る)

④ (略)

⑤ 次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。

イ 申請する者の行う起業準備活動の期間

ロ 申請する者が出入国管理及び難民認定法

別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄

事して営まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

ハイ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。

④ (略)

(新設)

第8 外国人起業活動促進事業の実施状況等の把	第6・7 (略)	7 (略)	<p>に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であつて、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもつて在留した期間</p>
------------------------	----------	-------	--

第8 外国人起業活動促進事業の実施状況等の把	第6・7 (略)	7 (略)	
------------------------	----------	-------	--

<p>握、確認及び報告等</p>	<p>握、確認及び報告等</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、1の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、1の報告(ただし、<u>経済産業大臣への報告に限る。</u>)については、<u>電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</u></p>
<p>3～6 (略)</p> <p>7 経済産業大臣は、6の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>7 経済産業大臣は、6の報告(ただし、<u>経済産業大臣への報告に限る。</u>)については、<u>電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</u></p>
<p>8～12 (略)</p>	<p>8～12 (略)</p>

様式第五号、第七号、及び第八号を次のように改める。

定期報告書

経済産業大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿

所在地
商号又は名称
法人番号
代表者の氏名

外国人起業活動促進事業に関する告示第8の1に基づき確認を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 外国人起業活動管理支援計画認定日
- 2 特定外国人起業家の氏名、生年月日、性別及び国籍並びに確認実施日
別紙1に記載。
- 3 確認結果
別紙2に記載。
- 4 実施した管理及び支援の実績
別紙3に記載。
- 5 講評
- 6 その他

（記載要領）

- 1 所在地
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 法人番号
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 4 代表者の氏名
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

特定外国人起業家の氏名及び確認実施日等

特定外国人起業家氏名	生年月日、性別、国籍	確認実施日	前回確認実施日

確認結果

1 基本的事項

- (1) 確認実施者の所属・役職・氏名
- (2) 確認方法

2 起業活動の実施状況

- (1) 特定外国人起業家の行う起業準備活動の進捗状況に関すること
 - ※ 外国人起業活動管理支援計画及び起業準備活動計画に照らして現在の進捗状況を記載すること。
- (2) その他経済産業大臣が必要と認めること
 - ①特定外国人起業家の生活環境への配慮
 - ②特定外国人起業家の生活状況等
- (3) (1) 及び (2) への指導事項（指導・改善の状況）
【前回】（有・無）

実施した管理及び支援の実績

特定外国人起業家の氏名	実施した管理及び支援の実績

起業準備活動不履行事実の報告書

経済産業大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿

所在地
商号又は名称
法人番号
代表者の氏名

〇年〇月〇日付けで認定を受けた外国人起業活動管理支援計画（認定番号〇〇）について、当該計画に基づいて作成された起業準備活動計画（以下、活動計画）に即した起業準備活動（以下、活動）が実施されていないことが判明したので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の6（2）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国人起業家の氏名、生年月日、性別、及び国籍
- 2 活動計画に即して実施されていない活動内容及び原因
- 3 活動計画遂行への影響
- 4 2に対する措置

（記載要領）

- 1 所在地
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 法人番号
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 4 代表者の氏名
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

起業準備活動継続不可事由発生報告書

経済産業大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿

所在地
商号又は名称
法人番号
代表者の氏名

特定外国人起業家が起業準備活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人起業活動促進事業に関する告示第8の6（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国人起業家の氏名、生年月日、性別及び国籍
- 2 発生日
- 3 発生事由
- 4 発生事由の詳細
- 5 今後の対処方法

（記載要領）

- 1 所在地
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 2 商号又は名称
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 3 法人番号
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
- 4 代表者の氏名
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の外国人起業活動促進事業に関する告示は、この告示の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた外国人起業活動管理支援計画について適用し、この告示の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた外国人起業活動管理支援計画については、なお従前の例による。